

農業経営にまつわるお金の話

はじめに

- 一口に就農といっても、親の農業経営に従事する、農業法人に就職する、自ら農業経営を行う等、いくつかのパターンがあります。
- 特に、自ら農業経営を行う場合、「お金」の問題が常につきまとうこととなります。時には、金融機関等からお金を借りることもあり、お金・金融についての知識は必要不可欠となります。
- ここでは、農業経営を行う上での「お金」に関する基本的な知識を身につけ、農業経営をイメージすることを目的としています。

目次

- 1 「お金」とは？
- 2 農業経営に必要なお金とは？
- 3 お金を借りるとは？
- 4 農業金融の特徴
- 5 農業経営を数字でイメージ
- 6 日本公庫（公庫資金）の紹介

1 「お金」とは？

お金の役割（機能）

お金には大きくわけて以下の3つの役割（機能）があります。

- 価値の尺度・・・・・・・・モノやサービスの価値をあらわす
- 交換・支払手段・・・・・・・・モノやサービスと交換できる
- 価値貯蔵・・・・・・・・貯蓄でき、価値を保つことができる

お金の特徴

- 現在のお金は、お金そのものには価値がありません。例えば、日本の1万円札はただの紙からできていますが、みんなが1万円札には1万円の価値があると信用することで、その価値がうまれます。
※ 昔のお金は金や銀できていて、お金そのものに価値がありました。

2 農業経営に必要なお金とは？

農業経営を行う上で、以下のようなお金が必要となります。

○設備投資に必要なお金

- ・ハウス、作業所、トラクター、農機具・・・

○事業運営に必要なお金

- ・種苗費、肥料費、農薬費、光熱代、人件費・・・

(生活に必要なお金)

- ・食費、住居費、衣料費・・・

2 農業経営に必要なお金とは？

必要なお金はどのように調達するのでしょうか？

○生産物を販売した売上

- 農業経営の開始直後は売上ゼロ
- 作付けしてから、生産物が売れるまで長期間かかる
- 災害等（台風、天候不順、家畜伝染病等）の不測の事態により、売上が安定しない

他にこういった調達手段があるのでしょうか？

2 農業経営に必要なお金とは？

○預貯金

- 農業経営の開始前に貯めたお金
- 親や親戚からもらったお金 等

○補助金

- ハウスや農機具等の設備投資の使いみちを限定しているもの
- 特に使いみちを限定しないもの（農業次世代人材投資資金等）

○借入金

- 農協、銀行、信用金庫、日本公庫、知人、その他

2 農業経営に必要なお金とは？

決算書にはどのように反映されるのでしょうか？

決算書（損益計算書）

科目名	
販売金額	生産物を販売した売上
雑収入	
収入合計①	農業次世代人材投資資金 (経営開始型)
種苗費	事業運営に必要なお金
肥料費	
農薬・衛生費	
動力光熱費	
雇人費	
利子割引料	
減価償却費	
その他経費	
費用合計②	マイナスになると、 いわゆる赤字
所得③ (①-②)	

資金管理

科目名	
所得③	借入金
減価償却費	
借入金	預貯金
預貯金 (前期繰越)	
調達合計④	生活に必要なお金
家計費	設備投資に必要な お金
設備投資	
借入金返済	マイナスになると、 倒産の危機！！
運用合計⑤	
差引 (④-⑤)	

※ 設備投資に必要なお金、生活に必要なお金、預貯金、借入金は、決算書（損益計算書）に反映されません。よって、別途管理する必要があります。

3 お金を借りるとは？

- お金を借りたことがありますか？
- お金を貸したことがありますか？

3 お金を借りるとは？

例えば・・・

財布を忘れた。ランチ代1,000円貸して。明日、財布持ってきて返すよ。

友達から上記の申し出を受けたら、みなさんはお金を貸しますか？
貸すという人は、なぜ貸そうと思ったのでしょうか？

3 お金を借りるとは？

- ランチ抜きは気の毒。ランチ代ということであれば仕方ない。
⇒ 使いみち
- 1000円程度ならば友人の財布の中に確実にあるだろう。
⇒ 返済財源
- 明日、一括で返してもらえるということであれば、信用しよう。
⇒ 返済の確実性

3 お金を借りるとは？

もし・・・

とりあえず、100万円貸して。1年後に1割利息をつけて返すよ。

貸す側の気持ちになって、上記の申し出を受けたらどう思いますか？

3 お金を借りるとは？

- 100万円で何をする？
- 100万円も必要なこと（もの）なの？
- どうやって返す？
- 本当に返してもらえる？
- 利息は適切な水準？

様々な疑問が・・・

3 お金を借りるとは？

お金を借りる際のポイント

- ◆ 借りたお金は返す必要
⇒ 約束通りに返済できないと、延滞利息が生じる
- ◆ お金を借りるときには、何に使うのか、いくら必要なのか、どうやって返済するのかしっかりとした計画が必要
⇒ 貸す側が納得できる計画でないと、借りられない
- ◆ やろうとしている事業に見合った償還条件（償還期間、償還回数、金利）や信用力の補完（担保、保証）が必要

3 お金を借りるとは？

償還条件の検討

- 償還期間

⇒ 設備資金であれば、耐用年数が目安

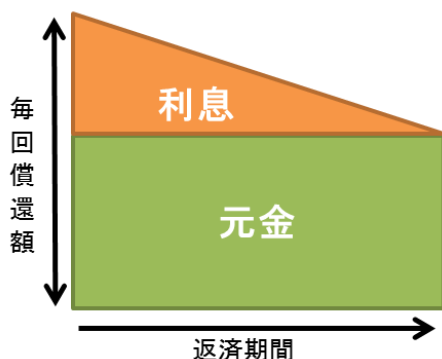
- 償還回数

⇒ 農産物の生産サイクルにあわせて

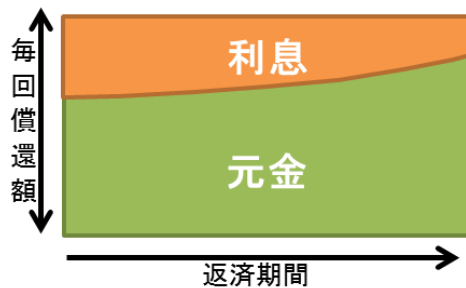
- 元利均等、元金均等

⇒ 元利均等は毎回の償還額が同じ。一方、元金均等は当初の償還額が大きいですが徐々に減少。元金均等のほうが、償還額の総額が少なくてすむ。

元金均等(イメージ図)



元利均等(イメージ図)



4 農業金融の特徴

例えば・・・

○ 稲作経営をしています。今春の田植えに備え、田植え機を買い替えたい。所有している農地を担保に出すから200万円貸してほしい。

○ 肉用牛肥育経営をしています。素牛を30頭仕入れて、肥育して2年後に出荷したい。素牛の仕入代と飼料代として2,000万円貸してほしい。

返済財源、返済の確実性という観点から、農業の特徴を考えてみよう

4 農業金融の特徴

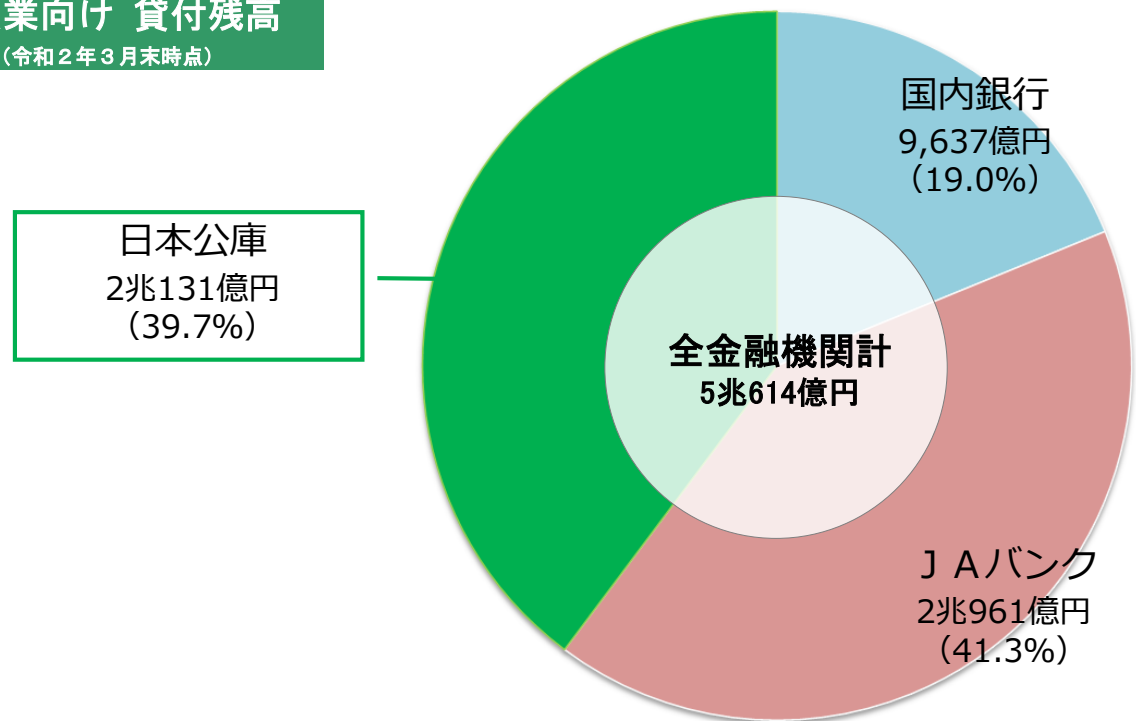
- 生産物がお金になるまでに時間がかかる
肉用牛：2年以上、米：1年1作、りんご：6～8年、
卵：5ヶ月
- 自然条件・疾病等に左右される
台風、冷害、BSE、鳥インフルエンザ等
- 個人経営のわりには大きな資本装備が必要
投資回収年数が長い
総資本経常利益率 製造業4.5% 農業2.0%
- 生産物は保存がきかないことが多い
- 農地（担保）を評価しにくい

4 農業金融の特徴

○農業には他産業にはみられない特徴があることから、中小企業向け融資では、その大部分（9割強）を民間金融機関が供給しているのに対し、農業経営向け融資では、国の利子補給等の政策的な支援を受けて貸し付けられる各種の制度資金が設けられている。

農業向け 貸付残高

(令和2年3月末時点)



(注)①国内銀行は、国内銀行及び信用金庫における農業及び林業への貸付残高の合計。

②JAバンクは、農林中央金庫、信農連及び農協の農業関連資金(*)の貸付残高の合計。

(*)農業関連とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等を指す。

(出典)国内銀行:日本銀行「貸出先別貸出金」、JAバンク:農林中央金庫「農林漁業金融統計」、日本公庫:日本公庫「業務統計年報」

【コラム】

農業と金融の意外な関係

日本における金融、利子の起源は、農業に関係しています。

古くから、春に稲の種粃を貸し出し、秋の収穫時に収穫した稲を返す「出拳（すいこ）」という取引が行われており、これが日本における金融、利子の起源と言われていています。

古代では、農業が金融の最先端を進んでいたようです。

5 農業経営を数字でイメージ

農業の決算書を見てみよう

—日本政策金融公庫のお客様は

- 全国のいわゆる「プロ農家」
- 比較的大きな投資（借入）をしている
- 個人経営、法人経営、両方ある

—これから見るデータは

- 個人経営
- 稲作・露地野菜・施設野菜・施設花き・果樹・酪農
- 令和1年決算の各営農類型別の平均値
- 損益計算書

5 農業経営を数字でイメージ

(単位：千円)

R1年決算	稲作	露地野菜	施設野菜	施設花き	果樹	酪農
サンプル数	921	364	844	178	227	466
規模	1572.0a	350.1a	5129.6㎡	5741.9㎡	206.5a	66.1頭

売上高	28,972	29,912	31,691	39,323	17,704	85,448
営業費用（売上原価＋販売管理費）	21,429	24,411	25,577	32,562	12,852	75,263
期首棚卸高	1,174	656	230	1,690	1,243	1,273
材料費	7,118	8,415	6,737	10,761	3,659	46,733
種苗費	645	1,195	1,135	3,640	155	35,280
肥料費	1,947	1,991	1,426	1,149	618	626
農薬・衛生費	1,568	1,609	785	1,341	974	2,695
諸材料費	764	2,064	2,327	2,987	875	2,263
修繕費	1,525	1,040	658	1,242	634	2,443
その他	669	516	405	401	404	3,427
労務費・人件費	1,242	3,727	4,624	4,993	2,352	2,795
燃料動力費	1,478	1,111	2,959	4,689	779	3,440
賃借料・リース料	2,211	757	660	438	227	1,749
減価償却費	4,574	2,889	3,385	3,429	1,681	11,694
租税公課	823	832	868	1,097	504	1,538
販売手数料	1	31	7	120	0	105
その他費用	4,062	6,720	6,358	6,908	3,512	13,550
他勘定振替高（△）	▲ 18	▲ 22	▲ 6	0	▲ 67	▲ 6,388
当期仕入高	75	4	12	0	74	74
期末棚卸高（△）	▲ 1,313	▲ 710	▲ 257	▲ 1,563	▲ 1,113	▲ 1,300
営業利益	7,543	5,501	6,114	6,761	4,853	10,187
営業外収益	46	52	28	13	89	684
営業外費用	197	98	119	219	107	535
支払利息・割引料	196	98	116	217	97	280
農家所得（専従者給与控除前）	7,392	5,454	6,024	6,555	4,835	10,336
減価償却前	11,966	8,343	9,409	9,984	6,516	22,030

※稲作、露地野菜、酪農については都府県の平均。

6 日本公庫（公庫資金）の紹介

○ 日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としている。



6 日本公庫（公庫資金）の紹介

○ 農林水産事業の概要

- 認定新規就農者向け
☞ 青年等就農資金
- 認定農業者向け
☞ スーパーL資金

- 6次化に取り組む
認定農業者等
が出展



6 日本公庫（公庫資金）の紹介

新規就農者向け公庫資金

（1）青年等就農資金

ご利用いただける方	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資金使途	<ul style="list-style-type: none">・施設、機械の取得等（農地の取得は除く）・長期運転資金
融資限度額	3,700万円（特認限度額1億円）
償還期限	17年以内（うち据置期間5年以内）
金利	無利子
担保	原則として、融資対象物件のみ
保証人	原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

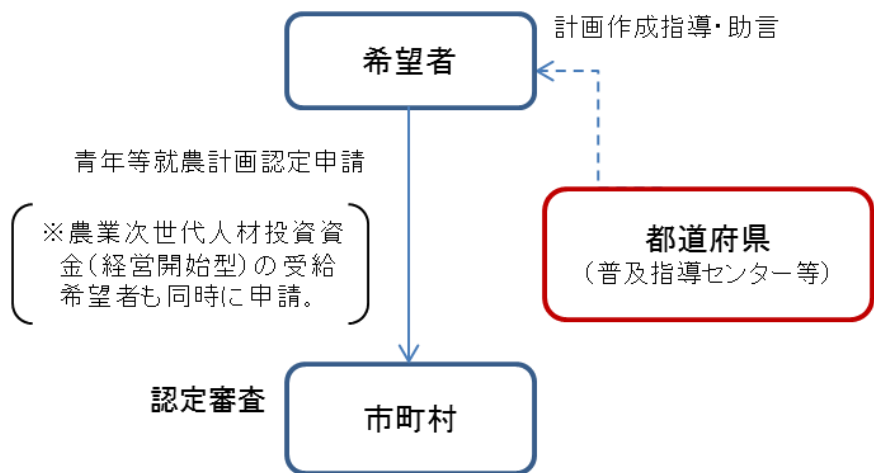
6 日本公庫（公庫資金）の紹介

（2）経営体育成強化資金

ご利用いただける方	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画を融資機関に提出された方
資金使途	<ul style="list-style-type: none">・農地等の取得等・施設、機械の取得等・長期運転資金
融資限度額	負担額の80%の範囲内であつ個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内
償還期限	25年以内（うち据置期間3年以内）
金利	0.30%（令和3年11月18日現在）
担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます
<p>【認定新規就農者向け特例制度】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業内容が農地等の取得の場合、融資額のうち1,000万円以下の部分について、以下の特例制度が利用できます。 <p>融資限度額：負担額の100% 償還期限：25年以内（うち据置期間5年以内）</p>	

参考1 認定新規就農者になるためには～青年等就農計画の認定手続き～

■ 青年等就農計画の作成から認定までの流れ



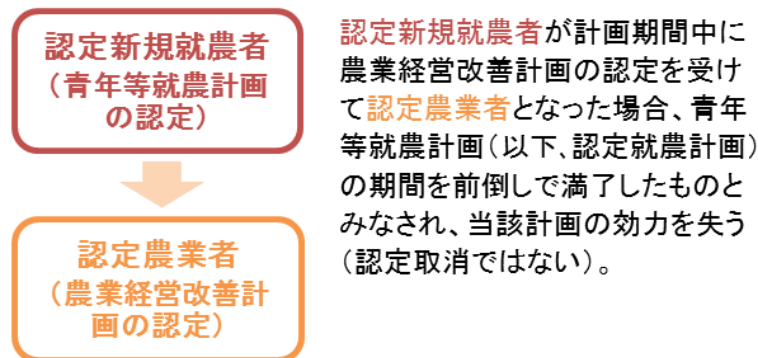
～主な認定基準の内容～

- ◆ 計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであり、その達成見込みが確実であること
- ◆ これまでの研修経験を踏まえた農業技術を習得していること
- ◆ 経営の適正な管理(農業簿記等)の実施が見込まれること

■ 関係機関の主な役割

市町村	認定主体(関係機関との窓口・調整) ・基本構想に照らして適切か否かを判断
都道府県 (普及指導センター等)	計画作成に係る濃密な指導・助言 ・研修経験を踏まえた技術力等を審査
育成センター	計画作成に係る濃密な指導・助言
農業委員会	必要に応じ、農地利用等に関する指導・助言
JA等	必要に応じ、計画作成に係る指導・助言

(参考1) 認定新規就農者と認定農業者の関係



認定新規就農者が計画期間中に農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者となった場合、青年等就農計画(以下、認定就農計画)の期間を前倒して満了したものとみなされ、当該計画の効力を失う(認定取消ではない)。

(参考2) 認定新規就農者の主なメリット措置

	名称等	主なメリット(特例)措置内容
制度資金	青年等就農資金	無利子、実質的な無担保・無保証人
	経営体育成強化資金	就農計画に基づく農地などの取得について ①1,000万円まで融資率100% ②据置期間5年(通常3年)
	農業近代化資金	償還期限・据置期間の延長
その他	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	詳細は以下(参考3)のとおり

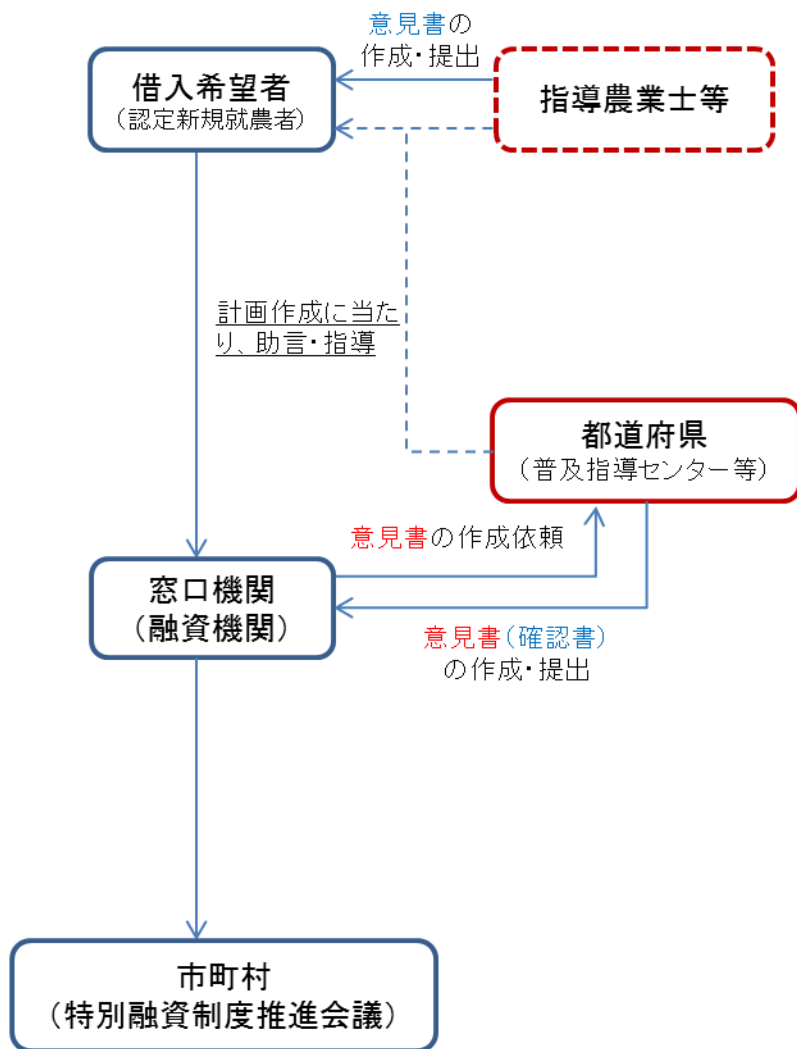
(参考3) 農業次世代人材投資資金

	主な対象要件	交付主体	交付内容	停止条件等
準備型	原則50歳未満	都道府県(育成センター)	年間150万円 最長2年間	就農しない場合、返還等
経営開始型	認定新規就農者かつ原則50歳未満	市町村	年間最大150万円(前年所得に応じて変動) 最長5年間	前年所得350万円以上の場合、停止等

参考2 青年等就農資金を利用するためには～経営改善資金計画の認定手続き～

■ 原則、融資機関事務委任方式

(認定新規就農者の貸付けに関する意見書(以下、意見書)の提出が条件)



○ 都道府県(普及指導センター等)及び農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等が、貸付けに関する意見書として窓口機関へ提出するもので、その趣旨は、指導等を行った機関が意見を付すことによって、認定手続きの円滑化・効率化を図るもの。

○ 意見書には、「計画達成の見込み」のほか、「適性・意欲」「技術・知識」の妥当性や、就農後の「指導支援体制」について記載される。

☞ 都道府県が作成する確認書について

○ 認定新規就農者から計画書等を受領した窓口機関は、指導農業士等の意見書が付された場合であっても、都道府県(普及指導センター等)に対し、意見書の作成を依頼する。

なお、経営改善関係資金要綱第5の2の(2)では、窓口機関は都道府県(普及指導センター等)に關係書類の写しを送付することとされている。

○ 意見書の作成依頼を受けた都道府県は、指導農業士等の意見書が付されている場合、都道府県が作成する意見書に代えて、当該意見書の内容が適切であると判断したうえで、確認書を提出することができる。(適切と判断できない場合は、自ら意見書を作成のうえ提出する。)

☞ 計画作成指導について

○ 計画作成に当たり、借入希望者は関係機関等に助言・指導の相談ができることとされ(経営改善関係資金要綱第3の1の(3))、特に認定新規就農者の場合は、普及指導センターが濃密な指導を行うこととされている(同要綱第6の2)。